

事務連絡
令和2年6月30日

各府省等行政不服審査法担当課長 殿

総務省行政管理局管理官
(行政通則法担当)

行政不服審査法の審理手続等に係る氏名の旧姓使用について(周知)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)については、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付け總管管第6号)等に基づき運用いただいているところです。

行政不服審査法においては、審理関係人等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところですが、当該氏名については、個別法令上特段の支障が生じる場合を除き、本人と同一性を担保できる限りにおいて、旧姓の使用が可能であることを周知いたします(別添1及び別添2参照)。

(参考)

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑(抜粋) (令和2年2月20日)

別添2 対象となる手続一覧(行政不服審査法関係)

事務連絡
令和2年6月30日

各都道府県行政不服審査法担当部長 殿

総務省行政管理局管理官
(行政通則法担当)

行政不服審査法の審理手続等に係る氏名の旧姓使用について(周知)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)については、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付け總管管第6号)等に基づき運用いただいているところです。

行政不服審査法においては、審理関係人等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところですが、当該氏名については、個別法令上特段の支障が生じる場合を除き、本人と同一性を担保できる限りにおいて、旧姓の使用が可能であることを周知いたします(別添1及び別添2参照)。

なお、本件について、貴都道府県管内の市町村(政令指定都市を除く。)並びに一部事務組合及び広域連合にも周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑(抜粋)(令和2年2月20日)

別添2 対象となる手続一覧(行政不服審査法関係)

事務連絡
令和2年6月30日

各政令指定都市行政不服審査法担当部長 殿

総務省行政管理局管理官
(行政通則法担当)

行政不服審査法の審理手続等に係る氏名の旧姓使用について(周知)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)については、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付け總管管第6号)等に基づき運用いただいているところです。

行政不服審査法においては、審理関係人等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところですが、当該氏名については、個別法令上特段の支障が生じる場合を除き、本人と同一性を担保できる限りにおいて、旧姓の使用が可能であることを周知いたします(別添1及び別添2参照)。

(参考)

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑(抜粋) (令和2年2月20日)

別添2 対象となる手続一覧(行政不服審査法関係)

第 201 回国会 衆議院 総務委員会 質疑（抜粋）
(令和 2 年 2 月 20 日)

○足立委員 [略]

むしろ、今せっかく総務省の世界で住民票に旧姓が、旧氏が公証されているんだから、それに一般的法的効力を与えたらいいじゃないですか。併記じゃなくて、旧姓、旧氏、要は、戸籍ではない住民票で公証されているところの旧姓、旧氏に一般的法的効力を付与する措置を検討すべきだと私は思います。[略]

私は、高市大臣には、総務省が所管している法律から始めましょうよと。総務省が所管されているさまざまな法律がある。単に、住民票で公証する、マイナンバーカードに併記するではなくて、住民票で公証した上で、その住民票で公証されているところの旧姓、旧氏に、あまねく総務省が所管しているあらゆる法令がそれで機能するように法律改正したら、済みですよ。 [略]

○高市国務大臣 [略]

旧姓使用の拡大はすべきだと考えましたので、前回総務大臣だったときに、そのために、マイナンバーカード及び住民票などに旧姓併記を可能とできるようにしようということを主張しまして、ようやく昨年十二月に関係政令を施行しました。これで、旧姓をマイナンバーカードに記載して、公的な証明はできるようになりました。[略]

せめて総務省が所管する法律だけでもということですが、私が見る限り、かなりの法律関係についてはもう既に旧姓で大丈夫になっています。地方公務員、消防職員、行政書士、消防設備士、危険取扱者、公職の選挙もそうです、最高裁判所の裁判官の国民審査もそうです。

ただ、全ての所管法律を全部精査はまだできておりません。一つ気がついたのが、電波法で、無線局免許の条文が氏名と書いてあるので、その氏名というのをマイナンバーカードに併記した旧姓で認めてもらっているところとそうでないところがあるんじゃないかなと思いましたので、これは通知を発出して、旧姓でもオーケーというようになりますように指示をしております。

残り全部精査をした上で、まずは総務省の法令から旧姓を堂々と使えるようにしていきたいと考えております。

別添2_対象となる手続一覧（行政不服審査法関係）

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条 項 号	該当条文
③通知・公示等	審理員指名通知	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		9 1	第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引き継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行ふ者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。（略）
①申請等	代表者・管理人資格証明、資格喪失届	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		10	第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができます。
①申請等	総代の互選	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		11 1	第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。
③通知・公示等	総代の互選命令	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		11 2	2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。
①申請等	総代の解任	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		11 6	第十一条 6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。
①申請等	代理人への委任等	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		12	第十二条 審査請求は、代理人によってすることができます。 2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。
①申請等	参加許可の申請、参加許可決定	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		13 1	第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
③通知・公示等	職権による参加の要求	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		13 2	2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条 項 号	該当条文
③通知・公示等	裁決権限の引継ぎの通知	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		14	第十四条 行政府が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政府は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなった行政府に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政府は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。
①申請等	審理手続の承継（一般承継）	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		15 3	③ 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。
①申請等	審理手続の承継（特定承継）	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		15 6	⑥ 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。
①申請等	審査請求書の提出	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		19 2 11	② 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
①申請等	口頭による審査請求	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		20	第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政府は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印せなければならない。
③通知・公示等	誤った教示をした場合の救済	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		22 1	第二十二条 審査請求をできる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政府でない行政府を審査請求をすべき行政府として教示した場合において、その教示された行政府に書面で審査請求がされたときは、当該行政府は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政府に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
③通知・公示等	誤った教示をした場合の救済	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		22 2	第二十二条 ② 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政府に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
③通知・公示等	誤った教示をした場合の救済	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		22 3	第二十二条 ③ 第一項の処分のうち、再調査の請求をすることのできない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第六十一条において準用する第二十条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政府に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条 項 号	該当条文
③通知・公示等	誤った教示をした場合の救済	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		22. 4	第二十二条 4 再調査の請求をできる処分につき、処分庁が誤って審査請求をできる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十一条において読み替えて準用する第十三条第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。
③通知・公示等	審査請求書の補正	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		23.	第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
①申請等	審理手続を経ないでする却下裁決	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		24.	第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。 2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなるときも、前項と同様とする。
①申請等	執行停止	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		25. 2	第二十五条（略） 2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。
①申請等	執行停止	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		25. 3	第二十五条（略） 3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。
③通知・公示等	執行停止の取消し	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		26.	第二十六条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。
①申請等	審査請求の取下げ	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		27.	第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。 2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。
③通知・公示等	弁明書の送付	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		29. 5	15 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 条 項 号 則	該当条文
①申請等	反論書、意見書の提出等	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	30	<p>第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>② 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>③ 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。</p>
①申請等	口頭意見陳述申立	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	31 1	<p>第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</p>
①申請等	補佐人帯同許可申請	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	31 3	<p>③ 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>
①申請等	証拠書類等の提出	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	32 1	<p>第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</p>
①申請等	物件の提出要求	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	33	<p>第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。</p>
①申請等	参考人の陳述及び鑑定の要求	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	34	<p>第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。</p>
①申請等	検証	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	35	<p>第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。</p> <p>② 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるなければならない。</p>
①申請等	審理関係人への質問	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	36	<p>第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に關し、審理関係人に質問することができる。</p>
③通知・公示等	審理手続の計画的進行	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	37 1	<p>第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに關する意見の聴取を行ふことができる。</p>

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条項 号	該当条文
③通知・公示等	審理手続の計画的進行	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		37 3	第三十七条 3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。
①申請等	審査請求人等による提出書類等の閲覧等	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		38	第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したもの）の閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
③通知・公示等	審理手続の併合又は分離	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		39	第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。
③通知・公示等	審理手続の終結	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		41 3	3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に對し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条 項 号	該当条文
①申請等	審査請求人からの行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出、参加人からの行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		43 1 41	<p>第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は官内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事會）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。</p> <p>四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）</p>
③通知・公示等	行政不服審査会等への諮問についての通知	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		43 3	<p>3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。</p>
③通知・公示等	裁決書の謄本の送付等	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		51	<p>第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。</p> <p>2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないと場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。</p> <p>4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。</p>
③通知・公示等	裁決により処分が取り消され、又は変更された際の通知	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		52 4	<p>4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。</p>
①申請等	誤った教示をした場合の救済	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		55	<p>第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。</p>

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条項 号	該当条文
③通知・公示等	三月後の教示	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		57	第五十七条 処分庁は、再調査の請求がされた日(第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。
①申請等	再調査の請求書の提出	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		61	第61条 第9条第4項、第10条から第16条まで、第18条第3項、第19条(第3項並びに第5項第1号及び第2号を除く。)、第20条、第23条、第24条、第25条(第3項を除く。)、第26条、第27条、第31条(第5項を除く。)、第32条(第2項を除く。)、第39条、第51条及び第53条の規定は、再調査の請求について準用する。
①申請等	再審査請求書の提出	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		66	第66条 第2章(第9条第3項、第18条(第3項を除く。)、第19条第3項並びに第5項第1号及び第2号、第22条、第25条第2項、第29条(第1項を除く。)、第30条第1項、第41条第2項第1号イ及びロ、第4節、第45条から第49条まで並びに第50条第3項を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。
③通知・公示等	行政不服審査会の調査権限	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		74	第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に關し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮詢をした審査庁(以下この款において「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。
①申請等	行政不服審査会における意見の陳述	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		75	第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
①申請等	行政不服審査会に対する主張書面等の提出	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		76	第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附 則	条 項 号	該当条文
①申請等	行政不服審査会に提出された資料の閲覧等	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		78	<p>第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>
③通知・公示等	答申書の写しの送付等	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		79	<p>第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
③通知・公示等	不服申立てをすべき行政庁等の教示	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		82	<p>第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に對し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭する場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならない。</p>
①申請等	教示をしなかった場合の不服申立て	行政不服審査法（平成26年法律第68号）		83 1	<p>第八十三条 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。</p> <p>2 第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。</p>